# 船舶事故調査報告書

令和７年１０月２２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|---|---|
| **事故種類** | 衝突（消波ブロック） |
| **発生日時** | 令和６年１１月１４日　２１時５５分頃 |
| **発生場所** | 新潟県佐渡市鷲崎漁港の東防波堤先端付近<br>鷲崎港東防波堤灯台から真方位２７７°　２０ｍ付近<br>（概位　北緯３８°　１８．９′　東経１３８°　３１．１′） |
| **事故の概要** | 漁船大竹丸（だいちく）は、右旋回しながら航行中、消波ブロックに衝突した。 |
| **事故調査の経過** | 令和７年１月９日、主管調査官（仙台事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| **事実情報** | |
| 船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | 漁船　大竹丸、９．４８トン<br>ＮＧ２－１６１８（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船首部に破口 |
| 気象・海象 | 気象：天気　曇り、風向　北、風力　１、視界　良好<br>海象：海上　平穏 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が１人で乗り組み、法定灯火を表示し、一本釣り漁の目的で、鷲崎漁港の岸壁を出発し、同漁港北方沖の漁場に向かった。<br>船長は、本船が約６～７ノットの対地速力で南進中、鷲崎漁港の東防波堤先端西方付近で左舵を取った後、周囲を目視で確認したところ、前路に他船を見掛けなかったので、リモートコントローラー（リモコン）による手動操舵から自動操舵に切り替えた。<br>船長は、設定した針路どおりに南東進していると思い、操舵室を離れて前部甲板に移動し、操業の準備作業を行っていたところ、何かに衝突したような衝撃と大きな音に驚いて周囲を見回し、本船が既に通過していた東防波堤先端の消波ブロックに衝突していたので、本船が緩やかに右旋回しながら航行していたことを知った。<br>船長は、機関の始動を試みるも始動できなかったので、東防波堤先端付近にいた釣り人にロープを渡して消波ブロックに結び付けてもらい、船固めを行った。<br>本船は、その後、船固め作業を手伝った釣り人からの１１８番通報により来援した近くの漁業協同組合の所属船に横抱きの状態で鷲崎漁港までえい航された。<br>（付図１　事故発生経過概略図　参照） |
| **分析** | 本船は、鷲崎漁港の東防波堤先端付近において、手動操舵から自動操舵に切り替えて航行中、船長が、予定進路どおりに航行していると思い、操舵室を離れて見張りを行っていなかったことから、緩やかに |

| | |
|---|---|
| | 右旋回しながら航行していたことに気付かず、消波ブロックに衝突したものと考えられる。<br>　本船が予定進路から逸脱して緩やかに右旋回しながら航行していたことについては、船長から航海機器等についての必要な情報を得られなかったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。 |
| **原因** | 　本事故は、夜間、本船が、鷲崎漁港の東防波堤先端付近において、航行中、船長が、操舵室を離れて見張りを行っていなかったため、予定進路から逸脱して航行していたことに気付かず、消波ブロックに衝突したものと考えられる。 |
| **再発防止策** | 　今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。<br>・操船者は、港の付近を航行中、みだりに操舵室から離れることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。<br>・操船者は、操舵装置を手動操縦から自動操縦に切り替えた際、自船の針路が予定する針路となっていることを確認すること。 |
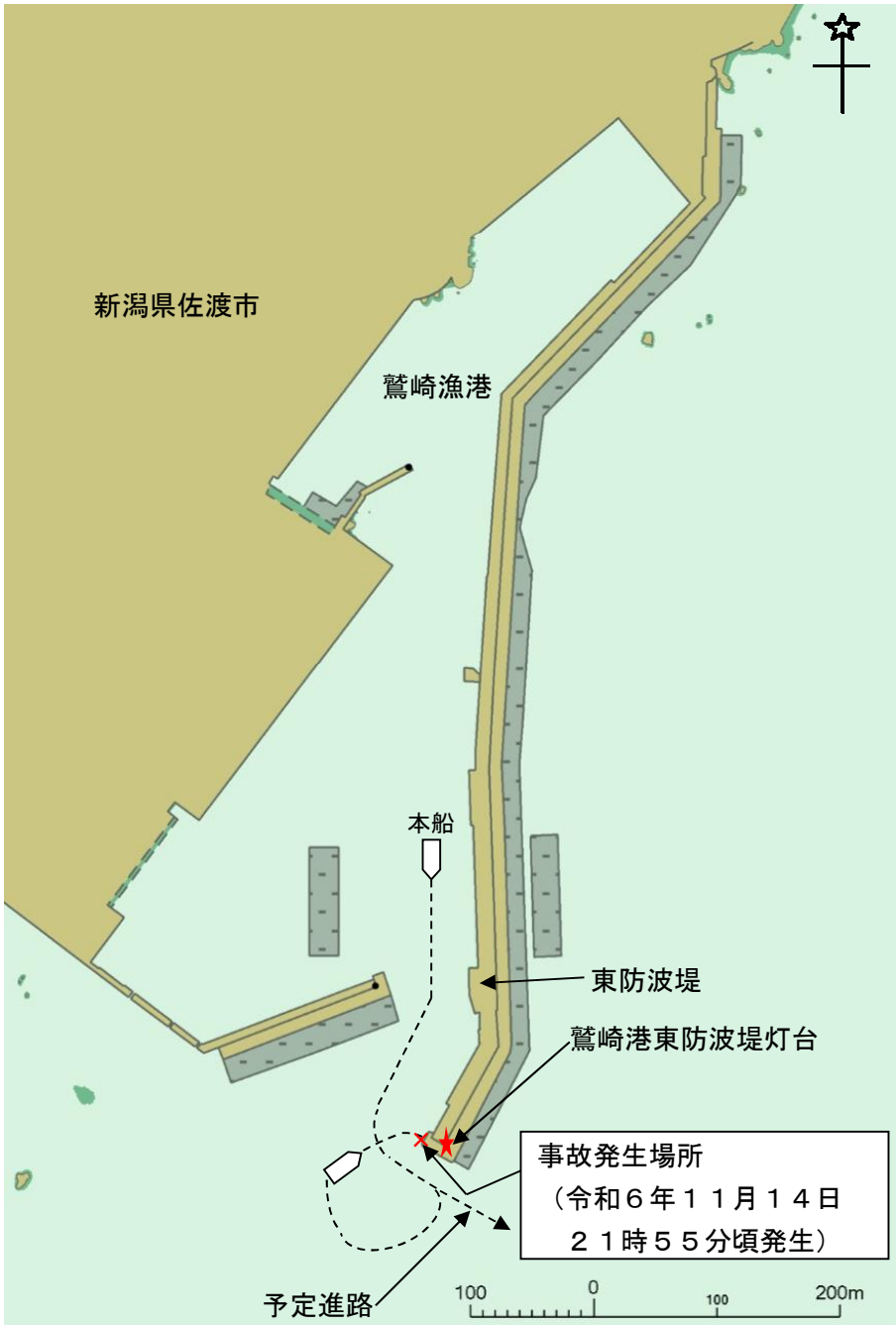
付図１　事故発生経過概略図